

生駒市条例第34号

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(生駒市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第1号）
- (2) 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）
- (3) 生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）
- (4) 生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年12月生駒市条例第60号）
- (5) 生駒市水道料金審議会条例（昭和58年3月生駒市条例第11号）

(生駒市自治基本条例の一部改正)

第2条 生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

(生駒市政治倫理条例の一部改正)

第3条 生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）の一部を次

のように改正する。

第1条中「、教育長及び水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

(生駒市行政手続条例の一部改正)

第4条 生駒市行政手続条例（平成9年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程」を削る。

(生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年3月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程」を「及び同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程」に改める。

(生駒市情報公開条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「、水道事業管理者」を削る。

(1) 生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第2条第1号

(2) 生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月生駒市条例第26号）第2条第2項

(3) 生駒市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月生駒市条例第7号）第12条第2項第3号

(4) 生駒市パブリックコメント手続条例（平成19年12月生駒市条例第25号）第2条第2号

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第7条 生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、監査委員及び水道」を「及び監査委員」に改める。

第2条第1項の表中「560人」を「597人」に改め、同表水道の事務局の職員の項を削る。

（生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第8条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項」に改める。

第8条の見出し中「給与条例等」を「給与条例」に改め、同条第1項を次のように改める。

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条まで、第7条、第7条の2、第8条、第10条から第12条まで、第14条の2及び第16条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第8条第3項を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企業職員である派遣職員及び」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「企業職員又は」を削る。

（公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企業職員である派遣職員及び」を削る。

第5条中「企業職員である職員及び」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「企業職員又は」を削る。

第15条中「企業職員である職員及び」を削る。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第11条 職員の定年等に関する条例（昭和59年4月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）第13条第1項」を削る。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第12条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業に勤務する者」を削る。

（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第13条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員及び」を削る。

（生駒市プロポーザル審査委員会条例の一部改正）

第14条 生駒市プロポーザル審査委員会条例（平成24年10月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、教育委員会又は水道事業管理者」を「又は教育委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(生駒市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する令和6年10月1日から令和7年3月31日までの水道事業の業務の状況を説明する書類については、第1条第1号の規定による廃止前の生駒市水道事業の設置等に関する条例第7条（予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「市長」とする。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 第1条第2号の規定による廃止前の生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定により支給すべき給与については、なお従前の例による。